

消防の動き



2011
3
No.480

- 今後の火災予防行政の基本的な方向について
- 住宅用火災警報器の普及状況の推計結果(平成22年12月時点)
- 未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査(第3回)結果



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



「消したかな」 あなたを守る 合言葉

備えよう!
住宅用
火災警報器

春の全国火災予防運動
3月1日～3月7日

仲里依紗



後援:総務省消防庁 全国消防長会

制作:財団法人日本防火・危機管理促進協会
URL:<http://www.boukakiki.or.jp>

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

「平成23年春の全国火災予防運動」広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

消防大学の役割

～時代の変化に対応しつつ、
伝統の技、心を受け継ぐために～



消防大学校長 渕上 俊則

消防大学は、武蔵野の緑豊かで閑静な調布市深大寺東町にあります。昭和23年に、前身となる消防講習所が設置されましたが、それを改組する形で、全国唯一の幹部消防職・団員に対する国の教育訓練機関として、昭和34年に、本校は創設されました。平成21年には50周年を迎え、本校の卒業生は、累計で5万人を超えることになりました。これまでの関係各位のご理解とご協力に感謝いたします。

本校をはじめとする全国の消防職・団員に対する教育訓練機関の主な課題を挙げると、次の3点になると思います。

一つは、時代と共に変化し、多様化する消防活動に適時適切に対応できるような教育訓練内容とすること、消防活動時における安全管理を意識した教育訓練内容を充実強化することです。

二つは、消防職員の大量退職に対応し、消防の技術と心を、いかにして次世代に伝承していくかということです。

三つは、消防職・団員の人的ネットワークを拡大・充実することです。

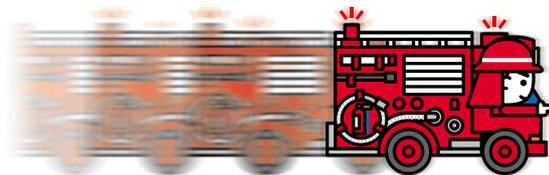
これらの諸課題に対応するために、本校では、消防に対する時代の要請を踏まえつつ、消防本部等の具体的なニーズをくみ取りながら、課程、教育訓練内容等の不断の見直しを行っています。なお、平成23年度の教育訓練計画の概要をご紹介しますと、「総合教育課程」として幹部科など4学科、「専科教育課程」として警防科、救助科など7学科、「実務講習」として緊急消防援助隊教育科の4コース及び危機管理・防災教育科の3コースがあり、合計で11学科・7コース、入学定員は、1,642名となっております。

また、講義・訓練をより効果的なものとするために、各科が終了するごとに、終了報告会議等により内容の検証等を行うほか、学生による評価を実施し、講義・訓練の内容や手法等の具体的な改善のために活用しています。

全国の消防職・団員は、過酷な状況の中で、自らの危険を顧みず、住民の生命・身体・財産を守るという崇高な使命を帯びております。平成21年の消防職・団員の公務災害状況を見てみますと、13名が亡くなられ、2,298名が負傷されています。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。本校をはじめとする教育訓練機関においても、公務災害リスクを発生させないための教育訓練内容とすることが求められています。

一方で、時代を超えて変わらぬ消防の技術や心は、きちんと守り、継承していかなければなりません。適切に消防の技術を伝承していくことは、容易なことではありませんが、それぞれがそのための努力を積み重ねていく必要があります。本校としては、全国の消防学校とも連携しながら、教育訓練機関として、消防の伝統の技と心を伝承するための役割を果たしていく考えです。

消防の人的なネットワークは、全国の消防力を高める上でも、消防の技術や心を伝承していく上でも、これから益々重要になってくると思います。本校の学生は、卒業しても交流が続き、随時に情報交換するだけでなく、困ったこと、悩んだりしていることを気軽に相談するなど、お互いが支え合っており、有意義な消防職・団員人生を送る上で、貴重な財産となっています。本校卒業生の集まりである「学友会」の活動も活発で、年2回の学友会報の発行をはじめとして様々な活動をしています。本校としても、本校卒業生をはじめ消防の人的なネットワークの拡大・充実のために、できる限り支援していく考えです。



今後の火災予防行政の基本的な方向について

予防課

1 はじめに

消防庁では、昨今の火災予防行政を取り巻く状況の変化を踏まえて、「予防行政のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）において火災予防行政のあり方に関する総合的な検討を行ってきましたが、昨年12月に「今後の火災予防行政の基本的な方向」として火災予防の実効性向上や規制体系の再構築などを提言する検討会の報告書がまとめられましたので、紹介します。

主な建物火災の状況（昭和40年代以降）

	出火年月	火災名	死者数	負傷者数	用途
昭和期	S47.5	大阪市千日デパートビル火災	118	81	百貨店
	S48.11	熊本市大洋デパート火災	100	124	百貨店
	S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	45	22	ホテル
	S57.2	千代田区ホテルニュージャパン火災	33	34	ホテル
	S62.6	東村山市松寿園火災	17	25	社会福祉施設
平成期	H2.3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
	H13.9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居
近年の主なもの	H18.1	大村市グループホーム火災	7	3	社会福祉施設
	H19.1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
	H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
	H21.3	浜川市老人ホーム火災	10	1	社会福祉施設
	H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
H22.3	札幌市グループホーム火災	7	2	社会福祉施設	

2 報告書の概要

1. 検討の趣旨

これまでの我が国における建物火災を振り返ると、昭和40年代から50年代にかけては、デパートやホテルなど

基本問題に関する検討部会における検討事項

「火災予防の実効性向上」に係る主な論点

- ・火災予防に係る国民の責務の法定
- ・出火防止対策の強化
- ・火災危険性評価の導入
- ・消防法令の履行確保方策
- ・消防法令違反等の公表制度の創設
- ・複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化

「火災予防に係る規制の合理化」に係る主な論点

- ・規制体系の再編
- ・性能規定化に伴う性能評価システムの整備
- ・小規模事業所及び大規模・高層建築物等の防火安全対策
- ・消防用機器等の公的認証制度のあり方
- ・講習制度のあり方

の大規模な事業所で多数の死傷者を伴う大きな火災が相次いで発生した。これらを契機として消防法令の改正が重ねられ、火災予防行政の強化が図られてきた結果、近年ではこの種の大規模な事業所における大火災の発生は見られなくなったが、一方で、雑居ビル内の飲食店等の比較的小規模な事業所やグループホームなどの小規模福祉施設といった小規模事業所等で多くの死傷者を伴う火災の発生が目立っている。

また、高齢化の進展等に伴い、一般住宅での火災による死者が高齢者を中心に増加している傾向にあることを踏まえて、平成16年には消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられるなど、近年では、事業所等における火災予防対策と並んで、住宅防火対策の強化が火災予防行政の大きな課題となっている。

以上のような火災予防行政を取り巻く状況の変化を踏まえると、これまで一定規模以上の事業所等を中心にスプリンクラー設備などの消防用設備等の整備（ハード面の対策）や防火管理者の設置などの人的体制の確立（ソ

フト面の対策)を求めてきた火災予防行政の枠組みを洗い直し、特に小規模事業所等における防火対策の実効性を高めていくための取組が求められている。あわせて、平成21年9月に消費者庁が発足し、消費者の製品安全への関心が高まる中、消防機関が行う製品火災の原因調査の充実を通じ、出火防止対策の強化を図ることが求められる状況にある。

一方で、現在の消防法令は、建築物等の用途や規模に着目して、火災予防のためのハード面・ソフト

面の対策を個別・並列的に詳細にわたって義務付ける形となっているが、過去の大火災の発生ごとに新たな点検制度等を積み重ねてきた結果、規制体系の複雑化も進んでいる。このため、施設ごとに求められる防火安全性の水準を改めて整理することを軸に、規制体系を再構築することにより、新技術の活用を含め、必要な防火性能を満たすより多様な手法の選択を容認するとともに、新しい形態の事業所等に適用されるべき火災予防対策についてより柔軟に対応できる体系としていく必要性が指摘されている。

こうした火災予防行政のあり方をめぐる諸問題について総合的な検討を行うため、検討会に「基本問題に関する検討部会」(以下「基本問題部会」という。)を設け、①火災予防の実効性向上、②火災予防に係る規制の合理化の2つの視点に立ち、各々に関して考えられる具体的な方策を論点として平成22年4月から検討作業を行った。

以上に加えて、平成22年5月に行われた公益法人事業仕分けにおいて、消防用機器等に係る「検定」について「見直し」、「鑑定」について「廃止」、さらに消防法令に基づく講習事業について「見直し」という判定を受けたことを踏まえ、これらの事業のあり方についても、基本問題部会においてあわせて検討対象とすることとした。

複合ビル等の防火管理・責任体制の改正イメージ

二階層の体制構築を義務付け		
	【建物全体で講ずべき安全対策】	【専有部分で講ずべき安全対策】
防火管理上求められる対策の内容(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の統括を行う者の選任 ・全体の消防計画の策定(専有部分の消防計画に定める部分を除く) ・全体の消防訓練の実施(専有部分が独自に実施するものを除く) …共用部分の担当及び全体の連絡調整を任務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> テナント入れ替えのフォローアップ等を含む </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・専有部分の防火管理者の選任 ・専有部分の消防計画の策定 ・専有部分の消防訓練(用途の特殊性に着目した訓練)の実施 …各専有部分の担当を任務
選任すべき責任者	統括防火管理者(仮称)	専有部分防火管理者(仮称)

2. 検討結果の概要

(1) 火災予防の実効性向上

近年多くの死傷者を伴う火災の発生が目立っている雑居ビル内の飲食店などの小規模事業所やグループホームなどの小規模福祉施設といった小規模事業所等を中心に、火災予防の実効性向上を図るためには、現行の消防法令について、次のとおり制度改正等の措置を講じる必要がある。

ア. 事業所等の管理開始届出の法定と防火に係る自己診断の導入

現行の防火管理者制度が適用されない小規模な事業所等を含め、建築物等の管理を開始する旨の届出を義務付けることを通じて消防機関が管内の事業所等の現況を的確に把握することを可能とするとともに、届出の際に事業者自らが簡易な防火診断を行うことを求めることにより、防火に関する意識の向上を促す効果が期待される。

イ. 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化

管理権原者が各々責任を持って防火管理業務を実施させるとする現行法の考え方は、様々な用途に供される多数の専有部分を有する複合ビル等においては必ずしも十分に機能していない面がある。このため、建物全体の防火管理の責任者と、各専有部分に関する責任者を明確に分離し、両者が適切に役割分担して職責を果たしていく仕組みを導入する必要がある。

ウ. 製品火災に係る原因調査の充実

製品火災の原因究明に際し、消防機関が製造・輸入業者に対して行う調査について、消防機関側に資料提出等を命ずる法的な権限を付与し、その実効性を高めることにより、出火防止対策の強化が図られることが期待される。

以上のほか、消防法令違反等の公表制度のあり方について、重大な消防法令違反の公示に向け、消防機関が迅速かつ機動的に命令等を発動できるよう現行制度の運用改善を図るとともに、市町村において各種事業所等の届出状況等の情報を積極的に開示する取組を進めることなど、各種の火災予防の実効性向上対策についてもさらに検討を進め、順次実施に移していくことが望まれる。

(2) 火災予防に係る規制体系の再構築

現在の消防法の規制は、昭和23年の消防法の制定、昭和36年の消防法施行令の制定以来、ソフト面・ハード面の各種の対策を個別・並列的に、それぞれの対策ごとに定めた用途・規模等の要件に応じて義務付けているが、その後数多くの基準の改定が重ねられ、規制体系全体の複雑化が進んでいる。この結果、消防法に基づく諸規制の全体像や理念が十分に理解されず、建築物等の関係者の間でも「火災危険性に応じた防火対策を講じる必要性がある」との意識が希薄になるとともに、特に消防用設備等の技術基準については、詳細な仕様等の基準が定められているため、技術開発による新しい設備等の導入が難しいとの指摘もある。

このような現状を踏まえ、消防法令に規定されたソフト面・ハード面の各種の対策はそれ自体が「目的」ではなく、各種建築物等に必要な防火性能を確保するという「目的」を達成するための「手段」に過ぎないという考え方に立って、次のように規制体系の再構築を図るべきである。

ア. 規制体系の再編

現行の用途区分を防火・防災の観点から着目すべき特性に応じて再編・大きくくり化しつつ、それぞれの用途区分について防火・防災上必要とされる安全性能の水準を規模等に応じて段階的に整理すべきである。その上で、

これを達成するための手段の一例として、現行消防法令で義務付けられている各種対策の組合せを位置付けるとともに、必要とされる性能を満足する他の方法の選択も可能となる仕組みとすべきである。これにより、新しい業態の事業所等について、より柔軟に的確な防火対策を講じることが可能となるほか、各事業所等が各々の実態に応じ、より効果的又は合理的な手法により防火対策を講じることに道を開くことができる。

イ. 規制体系の再編に伴う性能評価システムの整備

以上のような形で建築物や事業所等が備えるべき防火・防災性能の水準を軸として規制体系を再編することに伴い、個別の建築物等の単位で、通常と異なるソフト面・ハード面の対策が採用される場合、その防火・防災性能を評価・認証する仕組みを整備することが必要となる。あわせて、従来の仕様基準を超えた新しい消防用機器・設備等が有する防火・防災性能を評価・認証する仕組みを構築することが求められる。

ウ. 小規模事業所等及び大規模・高層建築物等の防火安全対策の見直し

現行の仕様規定を中心とした規制の枠組みの下で、特に、極めて小規模な事業所や極めて大規模な建築物等について、実態に応じて必要と考えられる防火・防災対策と現行の規制内容との間にミスマッチを生じているとの指摘があり、規制体系の再構築にあわせて、規制体系の整序や特例的な取扱いができる仕組みの構築等の措置を講じることが必要である。

(3) 事業仕分けにおける指摘事項への対応

ア. 消防用機器等の検定制度等のあり方

公益法人事業仕分け（平成22年5月）における指摘を踏まえて、消防用機器等の「検定」制度等の見直しを以下のとおり行うことが適当である。

(ア) 検定制度

製造事業者等による自主検査の拡大に向けて、検定対象品目を見直し、主に消防機関が使用する「消防用ホース」や「結合金具」、建築物の実態変化でニーズが低下している「漏電火災警報器」については「自主表示」制度に移行するほか、優良な製造事業者等については個別



検定の実施方法等を簡略化すること等を検討すべきである。

検定事業への民間参入の促進については、登録検定機関の要件である試験設備の「保有」要件を緩和し、初期投資のコストを引き下げる措置を図るべきである。

また、個別検定については、その趣旨及び手続を法制上明確化すること等が必要である。

なお、上記の見直しと合わせて、検定に合格していない消防用機器等が市場に流通した場合のリコール命令等の創設や、検定に合格したことを示す表示がなく消防用機器等

を販売した場合の罰則の強化などを検討し、消防用機器等に必要な安全性能の確保を確実に図ることが前提である。

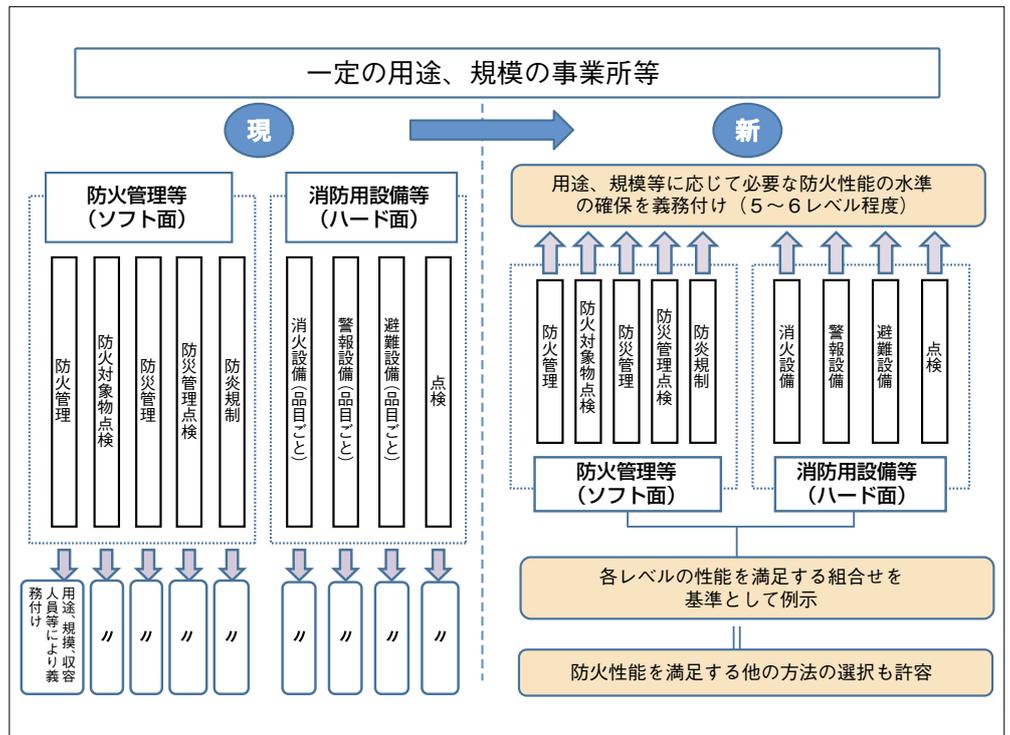
(イ) 鑑定業務

日本消防検定協会の業務の一つである「鑑定」については廃止し、現在同業務で取り扱われている品目のうち、広く家庭に流通し、破裂事故も頻発している「エアゾール式簡易消火具」は「自主表示」の対象に、全住宅に設置を義務付けている「住宅用火災警報器」は特に重要な品目として「検定」の対象に、それぞれ追加すべきである。

イ. 講習制度のあり方

公益法人事業仕分け（平成22年5月）における指摘を踏まえて、消防庁では、必要な防火・防災性能の確保に留意しつつ、受講者の負担軽減を図る観点から、消防法に基づく各種の講習のカリキュラム基準について、①防火管理講習及び防災管理講習は、標準時間数を縮減、②防火対象物点検資格者講習、自衛消防業務講習等は、他講習既修者に対する科目免除を大幅に拡大、③再講習についても、その内容を最近の制度改正等の習得に限定し、標準時間数を縮減、の3点を内容とする関係省令・告示

規制体系の再編のイメージ



の改正を行ったところであり（平成22年12月14日公布）、本年4月からの円滑な実施を図るべきである。

上記の改正に加えて、今後、規制体系の再構築と並行して、防火管理講習と防災管理講習の統合、防火対象物点検資格者講習と防災管理点検資格者講習の統合等を進めることが適当である。その際には、各講習の受講者を配置すべき事業所等の範囲等の見直しや、e-ラーニングの導入等による受講者負担の更なる軽減についても、検討すべきである。

3 今後の検討体制等

消防庁では、本年2月、検討会に「火災予防の実効性向上」及び「火災予防に係る規制体系の再構築」の2つのテーマごとに、消防機関や学識経験者等により構成された実務的な作業チームを設け、今回の報告書で提言された各種対策の詳細な制度設計、実施細目の決定、ガイドラインの提示等のために必要な具体的な検討作業を集中して行うこととしています。今後、その結果を検討会に報告、その審議に付した上で、消防法改正を含む必要な法制的な手当を図り、順次実施に移していきます。



住宅用火災警報器の普及状況の推計結果 (平成22年12月時点)

予防課

1 推計の概要

消防庁では、消防法の改正により設置義務化された住宅用火災警報器の普及率について、平成22年12月時点での推計を実施しました。その結果、平成22年12月時点の全国の推計普及率は63.6%で、前回推計結果（平成22年6月時点）の58.4%から5.2ポイント進捗していることが分かりました。また、今後義務化の地域では8.1ポイント進捗し、義務化済みの地域では、2.3ポイント進捗していることが分かりました。

消防庁では、この結果を各都道府県消防防災主管部長等に通知するとともに、既存住宅への住宅用火災警報器の設置が全面義務化される本年6月に向け、さらなる普及促進活動の推進を呼び掛けていくこととしています。

- ・平成22年12月時点における住宅用火災警報器の全国の推計普及率は63.6%で、前回推計結果（平成22年6月時点）の58.4%から5.2ポイント進捗。
- ・今後義務化の地域では8.1ポイント進捗し、義務化済みの地域は2.3ポイントの進捗。

<推計普及率(全国)>

	総世帯数 A	うち推計 普及世帯数 B	推計普及率 B/A
義務化済み	2,479万世帯	1,753万世帯	70.7%
今後義務化	2,427万世帯	1,366万世帯	56.3%
全国	4,906万世帯	3,119万世帯	63.6%

注1) 平成22年12月時点で条例により既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されている地域を「義務化済み」に、今後義務化される地域を「今後義務化」に区分している。

注2) 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される場合も「推計普及世帯数」に含む。

注3) 総世帯数は平成17年国勢調査の結果による。

注4) 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。

<推計普及率(ブロック別)>

ブロック	地域数推計	普及率
北海道	67地域	66.4%
東北	99地域	60.1%
関東	205地域	66.8%
東海	74地域	65.9%
東近畿	90地域	67.5%
近畿	64地域	62.6%
中国	52地域	50.4%
四国	54地域	49.6%
九州	136地域	61.8%
計	841地域	63.6%

東日本
↑

↓
西日本

<前回推計結果(平成22年6月時点)>

	総世帯数 A	うち推計 普及世帯数 B	推計普及率 B/A
義務化済み	2,479万世帯	1,696万世帯	68.4%
今後義務化	2,427万世帯	1,170万世帯	48.2%
全国	4,906万世帯	2,865万世帯	58.4%

東日本：61.7%
西日本：53.3%

東日本：65.7%
西日本：60.4%

※「ブロック」は全国消防長会の支部を単位としている。

※東海（愛知、岐阜、三重）と東近畿（富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山）を境目として、東日本と西日本に区分。

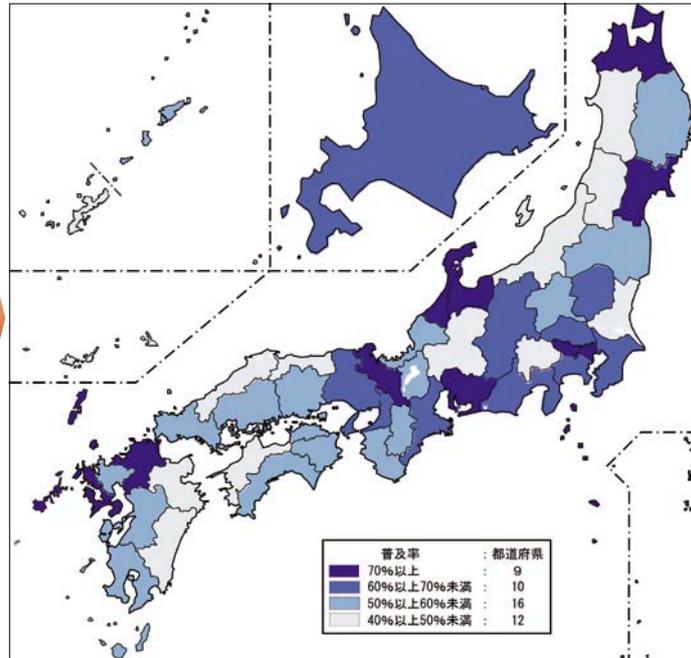


2 都道府県別に見る住宅用火災警報器の普及率

推計普及率を都道府県別に見ると、宮城県の82.0%が最も高く、次いで石川県が80.0%、東京都が79.2%の順となっています。

(西日本)

都道府県名	推計普及率	前回推計との差
富山県	73.8%	+3.2pt
石川県	80.0%	+2.4pt
福井県	56.8%	+8.9pt
滋賀県	58.0%	+9.8pt
京都府	75.6%	+7.3pt
大阪府	62.3%	+8.7pt
兵庫県	63.1%	+5.6pt
奈良県	55.9%	+5.4pt
和歌山県	59.8%	+8.7pt
鳥取県	40.6%	+1.2pt
島根県	46.7%	+10.9pt
岡山県	50.6%	+6.9pt
広島県	52.3%	+2.7pt
山口県	51.8%	+8.7pt
徳島県	51.5%	+11.4pt
香川県	50.4%	+7.6pt
愛媛県	45.4%	+6.8pt
高知県	54.4%	+20.3pt
福岡県	73.2%	+3.3pt
佐賀県	53.2%	+8.7pt
長崎県	73.8%	+4.4pt
熊本県	58.2%	+12.0pt
大分県	47.7%	+12.6pt
宮崎県	46.0%	+6.4pt
鹿児島県	58.3%	+4.5pt
沖縄県	44.4%	+9.8pt



(東日本)

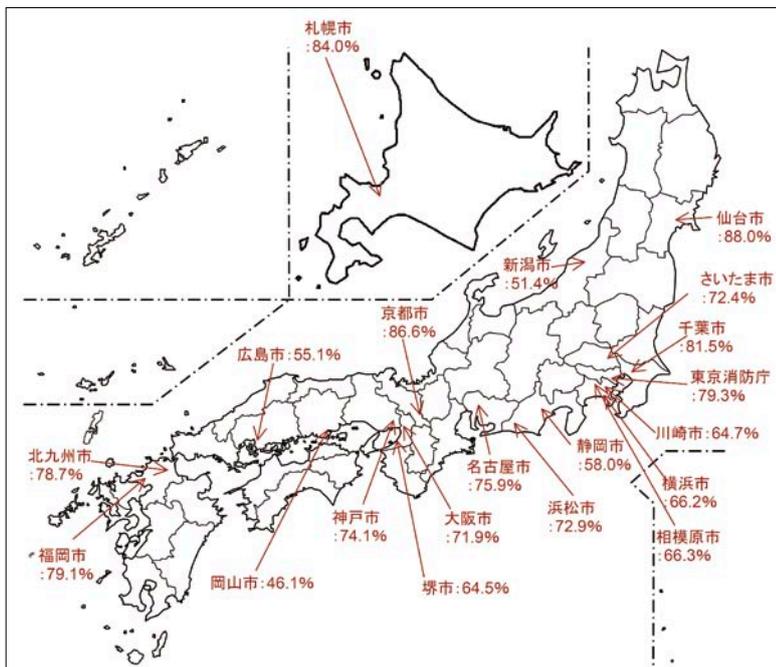
都道府県名	推計普及率	前回推計との差
北海道	66.4%	+3.9pt
青森県	71.2%	+2.2pt
岩手県	52.1%	+2.1pt
宮城県	82.0%	+3.3pt
秋田県	49.7%	+9.1pt
山形県	49.4%	+9.3pt
福島県	54.1%	+7.9pt
茨城県	49.7%	+4.7pt
栃木県	62.8%	+4.5pt
群馬県	58.7%	+1.5pt
埼玉県	62.9%	+3.6pt
千葉県	64.3%	+3.6pt
東京都	79.2%	+2.3pt
神奈川県	61.4%	+10.5pt
新潟県	49.8%	+6.8pt
山梨県	42.5%	+8.1pt
長野県	65.9%	+4.8pt
岐阜県	47.7%	+4.2pt
静岡県	65.6%	+2.3pt
愛知県	70.9%	-1.9pt
三重県	64.5%	+2.6pt

<推計普及率(都道府県別)>

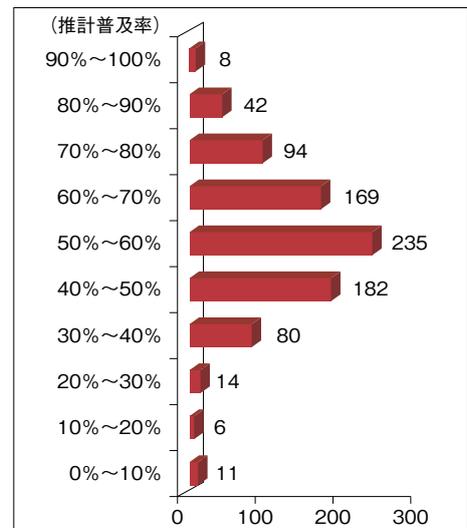
3 地域別に見る住宅用火災警報器の普及率

推計普及率を政令指定都市等別に見ると、推計普及率が70%を超えている地域は12地域で、仙台市の88.0%が最も高く、次いで京都市が86.6%、札幌市が84.0%の順となっています。

また、地域(消防本部等)別の推計普及率では、50%~60%が235地域と最も多くなっています。



<推計普及率(政令指定都市等別)>



<推計普及率(地域別)>

推計結果の詳細は消防庁ホームページでご覧いただけます。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2302/230210_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査(第3回)結果

予防課

1 はじめに

平成21年3月19日深夜、群馬県渋川市の老人ホームにおいて、在館者17名中死者10名、負傷者1名が生じるという痛ましい火災が発生しました。

消防庁ではこの火災を踏まえ、類似の火災の発生を防止するため、各都道府県に対し防火安全対策の徹底を図るよう要請するとともに、全国の未届有料老人ホームにおける防火対策の実態について緊急調査を実施し、同年6月に結果を公表しました。

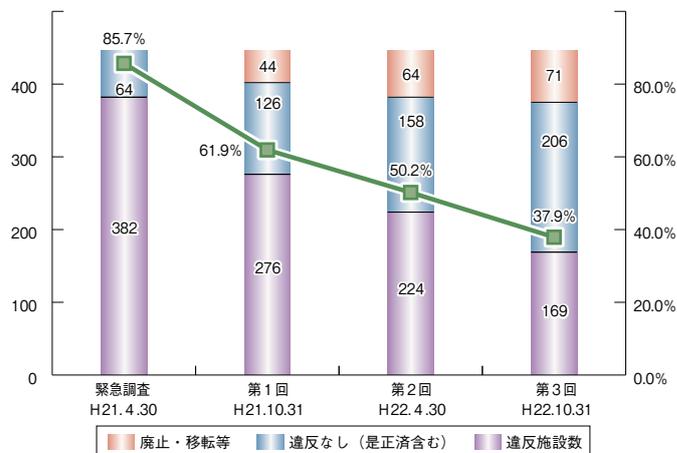
この緊急調査の結果、未届有料老人ホームについては何らかの消防法令違反がある施設が全体の約8割を超える高い割合であったことを受けて、引き続きその後の改善状況等について全国調査を行うこととし、この度、平成22年10月31日を調査基準日とする第3回のフォローアップ調査の結果を取りまとめましたので、紹介します。

2 未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査(第3回)の結果

(1) 調査対象

出火建物と同様に老人福祉法第29条に定める有料老人

○何らかの消防法令違反のある施設数



ホームの届出を行っていなかった全国の施設を対象に平成21年4月30日に行った緊急調査の結果をフォローアップするため、この時の施設を今回の調査対象としました。

(2) 何らかの消防法令違反がある未届有料老人ホーム

今回のフォローアップ調査の結果では、調査対象446施設のうち37.9%に当たる169施設において、何らかの消防法令違反が認められましたが、違反施設数は平成21年4月の緊急調査の時点(382施設)と比較して6割減になるなど消防法令違反の是正には一定の進捗が見られます。

また、都道府県別に見ると、27の都道府県において消防法令違反が認められない一方で、依然として消防法令違反の施設が多く認められる都道府県もあることから、消防庁では、多数の消防法令違反が認められる都道府県を中心に、今後の改善状況について聴取を行うことを予定しています。

(3) 主な消防法令違反の状況

今回の調査結果では、スプリンクラー設備に係る違反が10件で5.1% (緊急調査時点で14.6%)、自動火災報知設備に係る違反が19件で4.8% (同11.2%)、消防訓練の実施に係る違反が59件で16.5% (同65.8%) となっており、緊急調査の時点に比べて改善が進んでいます。一方、誘導灯の未設置、消防訓練の未実施、防災物品の未使用、消防用設備等点検結果報告の未報告等を中心に未改善事項も残されています。

○消防法令違反の状況

項目	合計			6項口			6項ハ			
	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	
消防用設備等	消火器具	430	10	2.3%	346	8	2.3%	84	2	2.4%
	屋内消火栓設備	55	5	9.1%	42	4	9.5%	13	1	7.7%
	スプリンクラー設備	198	10	5.1%	193	9	4.7%	5	1	20.0%
	自動火災報知設備	394	19	4.8%	341	16	4.7%	53	3	5.7%
	消防機関へ通報する火災報知設備	381	11	2.9%	346	9	2.6%	35	2	5.7%
	誘導灯	403	55	13.6%	322	45	14.0%	81	10	12.3%
防火管理者選任	357	27	7.6%	311	23	7.4%	46	4	8.7%	
消防計画	357	33	9.2%	311	29	9.3%	46	4	8.7%	
消防訓練	357	59	16.5%	311	55	17.7%	46	4	8.7%	
防災物品	446	80	17.9%	358	62	17.3%	88	18	20.5%	
消防用設備等点検報告	430	70	16.3%	344	59	17.2%	86	11	12.8%	
防火対象物定期点検報告	41	13	31.7%	33	10	30.3%	8	3	37.5%	
避難管理	446	9	2.0%	356	7	2.0%	90	2	2.2%	
上記以外の消防法令に係る何らかの違反	446	11	2.5%	356	9	2.5%	90	2	2.2%	
建築基準法令に係る何らかの違反	446	96	21.5%	356	84	23.6%	90	12	13.3%	

3 未届の有料老人ホームに対する防火安全対策の推進

未届の有料老人ホーム等の社会福祉施設については、小規模な施設や未届の施設であっても、管内にある施設等を把握できるような体制構築を図ることはもちろんのこと、保健福祉部局、建築部局等の関係機関との情報共有を図り、十分に協力した中で以下の事項を含む防火安全対策を推進していく必要があります。特に、社会福祉施設の入所者には、自力避難が困難な方が多数含まれていることが多いことから、入所者の避難対策を確保する

ためには、施設職員等により火災を早期に発見し、初期消火、通報、避難誘導等を実施できる体制を強化する必要があります。

(1) 継続的な違反是正の徹底

いまだに違反が是正されていない対象物については、各自治体が定める違反処理基準等に基づき適切な履行期限を設定した警告、措置命令を速やかに行うなど、より一層の違反是正の徹底を図ること。

(2) 改正消防法施行令への早期適合

平成18年の長崎県大村市認知症グループ火災を踏まえた、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）により、平成21年

4月1日より社会福祉施設等のうち主として自力避難困難者が入所するもの（消防法施行令別表第一（6）項口）については、防火管理者の選任及び消防用設備等の設置基準が強化されていることから、改正基準への早期適合に係る指導の強化を図っていくこと。

(3) 自力避難困難な入所者の避難を支援する対策

今回の調査結果においては、消防訓練の実施状況は改善されているものの、依然として16.5%の施設では義務付けられた消火訓練及び避難訓練が実施されていない状況にあり、入所者の避難対策を確保するためにも、それらの訓練の実施を徹底させること。

また、消防訓練の実施が義務付けられていない施設であっても、自動火災報知設備等の設置による早期火災覚知対策を確保するとともに、全国消防長会において策定されている「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」を活用し、入所者の避難誘導體制を確保すること。（「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」については、「小規模社会福祉施設における避難誘導體制の確保」について）（平成21年10月27日付け全消発第338号）を参照してください。）

第3回フォローアップ調査結果の概要（都道府県別）

都道府県	未届施設数(※)		何らかの消防法令違反		スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練の実施		
	届出済施設数	違反施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率	義務施設数	違反施設数	違反率
北海道	16	13	3	18.8%	7	0	0.0%	15	0	0.0%	14	3	21.4%
青森	7	5	0	0.0%	5	0	0.0%	7	0	0.0%	6	0	0.0%
岩手	1	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
宮城	1	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
秋田	8	1	1	12.5%	3	1	33.3%	7	0	0.0%	5	0	0.0%
山形	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
福島	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
茨城	8	2	4	50.0%	4	0	0.0%	7	0	0.0%	7	4	57.1%
栃木	16	13	10	62.5%	13	1	7.7%	16	0	0.0%	16	5	31.3%
群馬	31	16	11	35.5%	12	2	16.7%	24	2	8.3%	23	5	21.7%
埼玉	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
千葉	41	12	25	61.0%	27	3	11.1%	38	3	7.9%	37	9	24.3%
東京	48	14	14	29.2%	13	0	0.0%	43	2	4.7%	32	0	0.0%
神奈川	91	38	45	49.5%	44	1	2.3%	80	4	5.0%	73	10	13.7%
新潟	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
富山	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
石川	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
福井	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
山梨	2	0	0	0.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
長野	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
岐阜	15	12	8	53.3%	9	0	0.0%	15	2	13.3%	11	3	27.3%
静岡	7	3	0	0.0%	7	0	0.0%	7	0	0.0%	7	0	0.0%
愛知	12	5	2	16.7%	9	0	0.0%	12	1	8.3%	12	0	0.0%
三重	15	13	7	46.7%	4	0	0.0%	14	1	7.1%	12	2	16.7%
滋賀	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
京都	3	1	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	2	0	0.0%
大阪	6	2	0	0.0%	5	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%
兵庫	11	7	0	0.0%	8	0	0.0%	11	0	0.0%	11	0	0.0%
奈良	5	5	2	40.0%	0	0	0.0%	4	0	0.0%	4	1	25.0%
和歌山	2	1	0	0.0%	0	0	0.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
鳥取	1	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
島根	1	0	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%
岡山	16	13	5	31.3%	8	1	12.5%	12	0	0.0%	11	2	18.2%
広島	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
山口	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
徳島	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
香川	2	1	1	50.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
愛媛	18	9	8	44.4%	5	0	0.0%	12	2	16.7%	13	4	30.8%
高知	3	3	1	33.3%	2	0	0.0%	2	1	50.0%	3	0	0.0%
福岡	12	4	3	25.0%	3	0	0.0%	9	0	0.0%	5	1	20.0%
佐賀	9	6	4	44.4%	4	0	0.0%	8	0	0.0%	7	2	28.6%
長崎	3	0	0	0.0%	0	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
熊本	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
大分	3	3	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
宮崎	1	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
鹿児島	11	10	2	18.2%	0	0	0.0%	10	0	0.0%	9	2	22.2%
沖縄	20	13	13	65.0%	4	1	25.0%	18	1	5.6%	18	6	33.3%
合 計	446	226	169	37.9%	198	10	5.1%	394	19	4.8%	357	59	16.5%

※ 緊急調査（平成21年4月30日現在）の結果、老人福祉法第29条による届出が行われていないことが判明した有料老人ホーム数（緊急調査以降に新たに設置された有料老人ホームは、調査対象としていません。）

第57回文化財防火デーの実施

予防課

昭和24年1月26日に日本最古の壁画が描かれた法隆寺金堂が焼損し、その後も文化財の焼損が相次いだことから、消防庁と文化庁では、昭和30年に1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。

文化財は、私たちの祖先が今日まで残してくれた国民共通の貴重な財産であり、一度燃えてしまうと二度と元には戻りません。文化財建造物の多くは木造建築であるため、いったん火がつくと延焼拡大が極めて速くなるおそれがあります。貴重な文化財を火災から守り、後世に伝えていくためには、日頃から防火意識を持ち、関係者だけでなく、地域住民等との連携・協力が必要です。

今年も文化財防火デーの1月26日（水）を中心に、全国各地で地域ぐるみ、住民ぐるみの消防訓練等が実施されました。

■平成23年1月21日（金）

訓練場所：護国寺（東京都文京区）

護国寺本堂は、五代將軍徳川綱吉公の生母桂昌院の発願により、元禄10年（1697年）に建造され、昭和25年国指定重要文化財に指定されています。

東京消防庁のほか、小石川消防団、地元の市民消火隊などが参加して、避難誘導、重要物品の搬出、消火、傷者の応急救護等の防災訓練が行われました。

■平成23年1月26日（水）

訓練場所：功山寺（山口県下関市）

功山寺は、曹洞宗の寺院で、長府毛利家の菩提寺です。仏殿は、国宝に指定されており、元応2年（1320年）に建築されました。

下関市消防局のほか、功山寺自主防災組織、下関市消防団、長府地区婦人防火クラブなどが参加して、消火器による初期消火、重要物品の搬出、バケツリレー等の防災訓練が行われました。また、最後に幼年消防クラブの歌やダンスによる「防火の誓い」が披露されました。



護国寺への一斉放水（東京都文京区：東京消防庁撮影）



もみじ幼稚園幼年消防クラブによる演技（功山寺：下関市消防局撮影）



功山寺への一斉放水（山口県下関市：下関市消防局撮影）

全国救急隊員シンポジウムが松山市で開催

救急企画室

「第19回全国救急隊員シンポジウム」が、財団法人救急振興財団と松山市消防局との共催により、2月3日（木）と4日（金）の2日間にわたって、愛媛県松山市（松山市民会館・松山市総合コミュニティセンター）で開催されました。

この「全国救急隊員シンポジウム」は、全国の救急隊員等の消防職員、都道府県や消防学校の職員、その他医療従事者等、救急業務に関係する者を対象として、我が国の救急業務の充実と発展に資することを目的とし、救急業務に関する実務的観点からの事例研究発表や意見交換、また、最新の医学知識等に関して学ぶ場を設け、救急関係者相互の交流の場を提供するものです。本シンポジウムは、救急救命士制度発足間もない平成4年度より毎年一回、救急振興財団と全国の各消防本部とで共同開催され、救急業務の充実と発展に寄与してきました。

○今回のシンポジウムの内容について

松山市での開催となった今回のシンポジウムは、「未来の救急現場に新たな決意を～愛ある救急、愛媛から～」というテーマを掲げ開催されました。

開会式前のステージでは、松山市女性消防団による「伊予之國松山水軍太鼓」が披露され、本シンポジウムのオープニングを盛り上げ、会場からは盛大な拍手が送られました。

また、特別講演として「救急業務高度化への課題と展望」というテーマで、島崎修次国土館大学大学院救急システム研究科科長、山本保博東京臨海病院院長から、救急救命士及びメディカルコントロール体制の地域格差の問題、教育体制確立の重要性、専門職としての自律性、指導者の育成等、今後のプレホスピタル・ケアの充実について講演がありました。

市民公開講座では、心肺機能停止患者の社会復帰率向

上には、早期の心肺蘇生法の着手とAEDが重要であることから「みんなで繋ぐ救命の輪 AEDの普及を目指して!」と題して、一般市民の方々を対象として講演が行われ、多数の方々に参加いただきました。さらに、教育講演やシンポジウムでは救急業務に求められる様々な課題について講演・議論があり、一般発表では「活動研究」等、種々のプログラムを通じて、救急隊員等から日頃の研鑽で積み重ねた研究成果が発表され、質問や意見交換が活発に行われていました。どの会場においても、熱心に聞き入るプログラム参加者の姿を見ることが出来ました。

二日目にはシンポジウムを締めくくる総合討論が実施されました。救急救命士制度発足20周年を迎えるにあたり、今後の救急業務高度化への取組に対する「救急隊員が目指す姿」を参加者全員で討議し、今後増大する救急需要、救急救命士の処置範囲拡大等の課題に対し、消防組織及び救急隊員が今後取り組むべき方向性について活発な議論が行われました。

○地元関係者の熱心な取組

四国では初の開催となりましたが、期間中は温暖な天候にも恵まれ、会場には過去最多の5,788名（2日間延人数）が来場し、大変盛大なシンポジウムとなりました。これは、主催者である松山市消防局、地元医師会等関係各機関の皆様が一致協力してシンポジウム運営にあたられた、まさにご尽力の賜物であるといえます。

今後もこのシンポジウムが救急業務の更なる充実と発展に資するものとなることを期待しています。

なお、次回の「第20回全国救急隊員シンポジウム」は、平成24年2月2日（木）及び3日（金）の2日間、静岡県浜松市において開催される予定です。



松山市女性消防団による「伊予之國松山水軍太鼓」



久保信保消防庁長官の挨拶

日本・インドネシア国際消防防災フォーラムの開催

参事官

経緯・背景

アジア域内においては、近年の都市化の進行や大規模自然災害の多発などを背景として消防防災体制の整備が喫緊の課題となっています。

そこで、消防庁では、我が国の消防防災に関する知識・技術を活用し、アジア諸国の消防防災能力の向上に貢献することを期して、平成19年度から「国際消防防災フォーラム」を実施しています。4回目となる今年度は、去る1月13日(木)にインドネシア(ジャカルタ)において、「日本・インドネシア国際消防防災フォーラム～都市型検索・救助に焦点をあてて～」として開催しました。

近年、インドネシアでも都市型災害の様相が顕著になっています。2009年(平成21年)のインドネシア西スマトラ州パダン沖地震では日本からも国際緊急援助隊が派遣されましたが、ここでも多くの方々が倒壊したビルの下敷きとなって亡くなりました。

開催概要

フォーラム当日は、前田徹在インドネシア日本大使館公使やMargani M.Mustarジャカルタ特別州副知事などの来賓が訪れる中、インドネシア国家搜索救助庁(BASARNAS)、インドネシア国家災害対策庁(BNPN)、地域の救助関係ボランティアや防災協力者等合計約200名が参加しました。

冒頭に主催者を代表して塚田桂祐消防庁防災部長及びMax Rulandインドネシア国家搜索救助庁次官からそれ

ぞれ開会の挨拶がありました。続いて、守谷謙一予防課違反処理対策官とSugiarto搜索救助専門家の進行の下、次のテーマについて講演が行われました。

講演の主題と主な内容は以下のとおりです。

【日本側の講演】

- ①日本の救助体制と救助事例(大澤晃参事官付救助係長)
 - ・全国津々浦々に小規模な救助隊を配備し、地域の日常的な事案に対応する体制を基本としつつ、大都市を中心に高度な救助隊を整備している。大災害では各地の救助隊が連携する。
 - ・地域住民と連携、自助・共助が重要である。



大澤救助係長講演

- ②日本の救助隊の教育訓練(田井英紀消防・救急課課長補佐)
 - ・日本では、国、都道府県の消防学校により、指導者の育成を図り、各消防署で実戦的な訓練を行っている。
 - ・訓練では、特に器具取扱いや操作手順の標準化、災害現場の教育の伝承、安全管理の徹底に配慮する。



塚田部長挨拶



田井課長補佐講演

【インドネシア側の講演】

①パダン、ワシオールでの捜索救助活動について (Teddy Sutedjo BASARNAS 運用訓練課長)

- ・捜索救助活動に当たっては、LAST (Location, Access, Stability, Transportation) の分析が重要である。
- ・パダン、ワシオールではいずれも、資源の不足により活動が困難であった。

パダン：崩壊建物に対応した活動用装備、隊員用プロテクター、通信統制資機材、医療キット、支援用IT機材が不十分であった。救急救命士の養成も不十分であった。

ワシオール：がれきの中の生存者の探査装置、燃料供給用のタンク車、がれき除去用の重機が必要であった。

②インドネシアの捜索・救助体制について (Untung Sarusa BNPB 応急対応課長)

- ・インドネシアでは、憲法・法律に基づく定められた手順により、捜索、救助、避難活動を行っている。
- ・BNPBは、捜索、救助、避難活動の計画作成、実行組織の編成、活動開始・終了に関する権限を持っている。

③BASARNASにおける捜索救助技術の教育訓練 (Sumartono BASARNAS捜索救助訓練教育課長)

- ・BASARNASでは、初級から専門レベル、管理者レベル、幹部候補生など、6段階の教育訓練を行っている。
- ・延べ8人の教官がJICAで学んだ経験を有する。
- ・現在3万3,000人の救助隊員がいる（人口8,000人あたり1隊員）が、人口5,000人あたり1隊員を目指し、1万5,000人の増員を図りたい。

④ジャカルタ首都特別州における災害対策 (Zainal Arifinジャカルタ特別州消防防災局教育センター所長)

- ・最近の災害対応としては、石油貯蔵施設火災（2009年1月）、バンテンにおけるギントゥン湖ダム決壊（2009年3月）、地下鉄建設現場での建物崩壊災害（2009年12月）などに対応した。
- ・災害への対応に際しては、複数の行政機関から意見を聴取しながら調整することが必要となった。
- ・心理面やロジスティック面で必要なものを供給すること、災害現場への訪問、葬儀への立会いといったことが、地域コミュニティとの関係では重要ではないか。

講演に続いて会場から多くの質疑があり、インドネシアでの災害救助や教育訓練に対する関心の高さ、真摯に



講演発表後の質疑の状況



フォーラム会場の様子



フォーラム開催主催者及び来賓

取り組もうとする姿勢などが印象的でした。また、翌日には現地の最大の新聞「MEDIA INDONESIA」や日本語新聞「ジャカルタ新聞」でも報道されました。

今回のフォーラム開催を契機に、インドネシアの都市型捜索・救助体制の更なる整備と、消防防災分野における日本とインドネシア間の協力関係が一層進展することを期待します。



～第9回～

地区ごとの柔軟な取組を活かした 自治体全体での協同購入活動

(兵庫県三木市)

予防課

～イントロダクション～

- 近年の市町村合併の促進などに伴い、1つの自治体／消防管轄内に、新興住宅地や古くからの住宅地、農村地域など、性格の異なるコミュニティが存在することは少なくありません。
- ここでは、地域ごとの特性を柔軟に活かしつつ、区長協議会連合会が中心となって自治会全域での共同購入活動を実施した事例を紹介します。

(1) 地域・取組主体の概要

三木市には、農業を中心とする地域から新興住宅地まで様々な地域が混在している。

三木市区長協議会連合会は、三木市内194自治会（加入戸数約2.5万戸）を取りまとめる10地区の地区区長協議会からなる連合会である。三木市住宅用火災警報器設置推進協議会は、それに消防団や市営住宅管理者、家電販売店等を含んだ16の構成団体からなる代表者16人、構成員約1,000人の組織である。

先行実施した地区は、昭和40年代からの新興住宅地で、神戸方面に通勤する世帯も多い。平成7年の阪神・淡路大震災で勤務先が被災した経験を持つ人が多く、その後地域での防災訓練の実施や防災備蓄、高齢者等の把握に努めるなど、日頃から防災意識を高く持ち様々な活動を行っていた。

(2) 共同購入の取組概要

日頃から防災意識の高い地区で先行的に共同購入を実施した後、市内の全地区に活動を広げた。購入方法等については一律とせず、それぞれの地域ごとに選択できるようにした。なお65歳以上の一人暮らしの高齢者宅については、市の予算により1個の無償設置事業を実施した。

取組主体	三木市住宅用火災警報器設置推進協議会
人数等	代表者16人
消防署等	三木市消防本部
職員数	91人
地域	兵庫県三木市
人口／世帯数	7万5,087人／2万5,078世帯(旧三木市) 9,274人／2,560世帯(旧吉川町)
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ●広報・周知 (テレビ・ラジオ等、新聞・広報誌等、掲示物・配付物、説明会、アンケート・回覧) ●共同購入 ●購入補助 (一部世帯向け補助) ●集金方法の工夫 ●設置支援 ●設置確認 (戸別訪問、設置済ステッカー、アンケート・その他) ●賃貸物件対策

(普及期)

平成20年7月 先行する地区にて共同購入を実施

工夫点

- ①先行する地区区長協議会への依頼
- ②取付支援の実施

(展開期)

平成20年10月 その他の9地区でも共同購入を実施

工夫点

- ③地域ごとの購入先選択
- ④購入意欲を促進する回覧の工夫
- ⑤地域ごとの配付・集金方法の選択



各地区の特徴と共同購入における購入率

地区	購入率 (%)	地区の特徴	地区	購入率 (%)	地区の特徴
A 地区	10~15	旧市街、 伝統工業	F 地区	50~55	農業中心
B 地区	0~5	旧市街+ 新興住宅地	G 地区	5~10	新興住宅地 (昭和40年代)
C 地区	5~10	新興住宅地+ 農業	H 地区	10~15	新興住宅地 (昭和40年代)
D 地区	10~15	農業中心	I 地区	5~10	新興住宅地 (H地区より後)
E 地区	20~25	農業中心	J 地区	20~25	農業中心

女ペアで行うなどの工夫をした。

電器店が取付けを行った地区においても価格を統一した(テスト等に時間を要する無線連動型を除く)。また、3世帯あたり1名程度の消防団員がいるような地区では、地元消防団員が支援を行った場合もあった。

工夫点③：地域ごとの購入先選択

●実施内容

機器購入先は、各地区の地元電器店を中心とした。電器店の無い地域では、J Aの支店を窓口としてメーカーから購入した。

(3) 工夫点の紹介

工夫点①：先行する地区区長協議会への依頼

●実施内容

地区区長協議会に消防署員と婦人防火クラブ員が説明に赴き、地区内の自治会に対して共同購入の回覧・回収、機器配付と集金を依頼した。

●ポイント

日頃から防災意識が高い地域では、住警器の必要性についての理解や活動への協力が得やすい。なかなか取組が始められない場合には、こういった地域から活動を始めることも1つの方法である。



地区区長協議会向け説明会

工夫点②：取付支援の実施

●実施内容

取付けを希望する世帯に対しては、シルバー人材センターが1個1,000円にて実施した。取付価格は、県全体のシルバー人材センターでの共通価格を用いた。

●ポイント

シルバーセンター事務局が日程調整を行い、訪問は男

●ポイント

地元の電器店から購入することにより、配付、取付支援、集金などにおいてきめ細かな対応を得られた。

工夫点④：購入意欲を促進する回覧の工夫

●実施内容

購入希望は、回覧により世帯ごとに個数を記入する形をとった。回覧時点で班長等の申込個数が記入されている場合には、無記入の場合よりも購入する傾向が強かったとのこと。

●ポイント

自治会の役員等が率先して購入・設置することも、全体の機運を高めるのに役立っている。回覧にあらかじめ購入希望数を記入するといった細かい工夫も有効である。

工夫点⑤：地域ごとの配付・集金方法の選択

●実施内容

配付・集金方法は一律とせず、地区により、様々な方法を選択した。領収書は自治会単位で発行した。

- ・自治会単位での配付+集金
- ・電器店による戸別配付+集金
- ・J Aによる戸別配付+口座引き落とし

●ポイント

電器店やJ Aの協力により、自治会の負担(集金事務)が軽減されている。

(4) その他のポイント等

●その他の広報活動

市の広報誌や新聞折り込みのカレンダー、FM放送を用いた広報なども行っている。

量販店における販売促進もお願いしている。



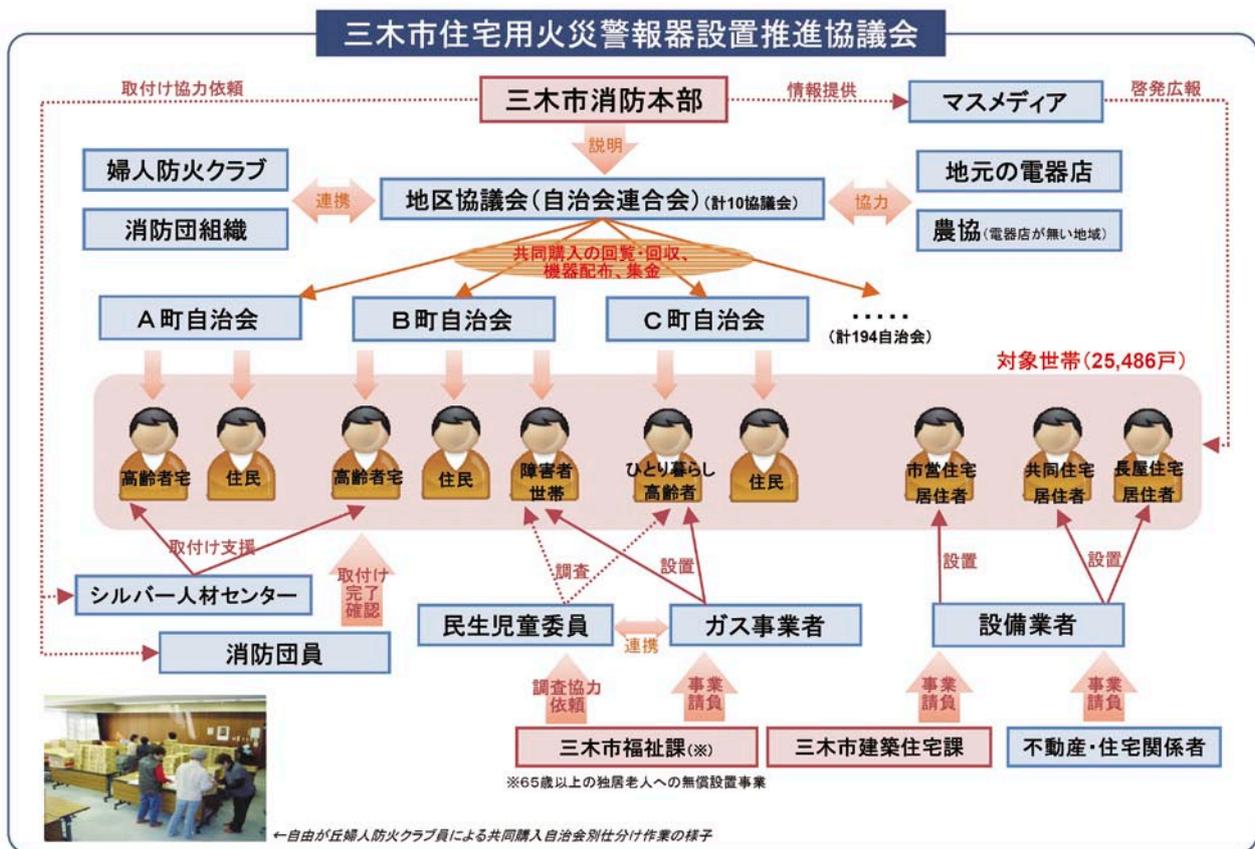
(5) 活動において作成された資料等



自治会公民館前ののぼり掲示



消防本部ロビーの展示コーナー



設置推進協議会の組織図

次回は、啓発活動のための費用がなかなか捻出できない悩みを抱えている中、民間事業者との協力で啓発活動を実施した「民間事業者との協力によるイベント等の啓発活動（取組主体：中和広域消防組合（奈良県大和高田市他4市町村）」を紹介します。

なお、本ノウハウ集は消防庁ホームページ（住宅防火情報）でもご覧いただけますので、参考としてください。

〈リンク先〉 <http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の車両及び資機材の配備について

応急対策室・特殊災害室

1. はじめに

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年6月に創設され、平成15年の消防組織法改正により法制化されました。消防庁では、部隊の編成及び出動計画等を定めた基本計画に基づき、車両及び資機材の充実強化を進めているところでありますが、無償使用制度により海水利用型消防水利システムと放射性物質災害対応用資機材を配備しますので、その概要について紹介します。



海水利用型消防水利システム
(左よりホース延長車、大型動力ポンプ付消防自動車)

2. 海水利用型消防水利システム

阪神・淡路大震災発災時に見られたように、大規模な地震が発生した場合、同時に多数の火災が発生し、大き

く燃え広がる恐れがある一方、地震の影響で消火栓の配管が壊れるなど、消防水利が不足することが予想されます。このような状況下においては、継続的かつ効果的な



ホース延長車による大口径ホース延長の様様



大型動力ポンプ付消防自動車の水利部署の様様



大型動力ポンプ付消防自動車による取水及び送水の様様



取水・送水した消火用水を放水した様様



消火活動を行うため、大量かつ遠距離の送水を行い、消火活動中のポンプ車等に消火用水を補給することが必要となります。そのため、遠方の自然水利から災害現場の直近に送水する海水利用型消防水利システムを、全国的な空白域解消の観点から、平成20年度第1次補正予算を活用し平成21年度は札幌市及び仙台市、また平成21年度第1次補正予算を活用して平成22年度は新潟市、浜松市及び神戸市に配備しました。

この海水利用型消防水利システムは、取水送水機能を主用途とした「大型動力ポンプ付消防自動車」と送水管延長機能を主用途とした「ホース延長車」の2台1組で運用し、大量かつ遠距離における消防用水の送水を行うものです。

大型動力ポンプ付消防自動車は、毎分4,000リットル以上の水を遠隔地に送水できる大型ポンプを積載した車両であり、河川や海等の自然水利から油圧駆動の水中ポンプで送水します。約2キロ先までも送水が可能で、大口径150ミリホースとの組み合わせで多用途に活躍します。

ホース延長車は、大型動力ポンプ付消防自動車と連携し現場までの150ミリホース延長と、活動後においてホー

スの回収を行う車両です。ホース収納部を脱着可能なコンテナ式としており、用途によって車両の使い分けも可能な仕様となっております。

3. 放射性物質災害対応資機材

放射性物質取扱施設は全国的に存在（全国約5,600か所）し、放射性物質の輸送も全国的に行われています（年間約28万回）。

これら施設や輸送に係る災害が発生した場合には、必要に応じて、緊急消防援助隊による広域的な応援体制が必要となりますが、放射線は五感で感じることができないことから、隊員の安全管理等のため、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費（平成22年9月24日閣議決定）を活用して、緊急消防援助隊用の放射性物質災害対応資機材を、緊急消防援助隊登録消防本部に本年3月末までに配備する予定です。

具体的には、①隊員個人のガンマ線及びエックス線の積算被ばく線量を計測し、一定量以上で警報を発報する「個人警報線量計」、②単位時間あたりのガンマ線及びエックス線の空間放射線量率を測定する「ガンマ線及びエックス線用線量率計」、③単位時間あたりの中性子の空間放射線量率を測定する「中性子用線量率計」の3機種です。

【配備予定資機材】



4. おわりに

緊急消防援助隊はその創設以来15年以上が経過し、幾多の出動事例においてその機能を発揮してきましたが、各種災害に的確に対応するため、更なる充実強化を目指していかなくてはなりません。



ガンマ線及びエックス線用線量率計で測定中
(イメージ)



ガンマ線の測定結果
(イメージ)

消防庁においては、今後とも各消防機関、都道府県及び市町村の協力の下、ハード・ソフトの両面において緊急消防援助隊の機能向上のため、総合的に取り組んでいきます。



神奈川県 平塚市消防本部
消防長 細野 文夫

四季温かな気候と豊かな自然

平塚市は、首都50km圏にあたる神奈川県ほぼ中央南部に位置し、商・工・農業の均衡のとれた都市で、背後に丹沢大山山麓を控え、富士箱根連山を遠望する四季温かな気候に恵まれています。市域面積は67.88km²、人口約26万人で、相模平野の南部に位置し、約4kmの海岸線から西北に広がる扇型をなしており、里山や海、川に囲まれ、豊かな自然に恵まれた暮らしやすい街です。

新たな取組

平塚市消防本部は、1本部、1署、6出張所、1分遣所で構成し、260人の消防職員と378人の消防団員が、災害から市民の生命、財産を守っています。

当消防本部では、道路狭あい地区や住宅密集地等に消火用資機材を設置し、市民による初期消火体制を強化する住宅密集地等消火体制強化



住宅密集地等消火体制強化事業

事業を開始しました。5地区に設置し、地域住民、消防団と消防署による合同訓練を実施し、万一火災が発生した場合にその場に居合わせた地域の方々によって初期消火活動を行い火災の延焼防止を図るものです。

また、救急協力事業所制度を創設し、市内6事業所に登録いただきました。これは、新しい取組で、AEDを設置してあり、応急手当講習を受講された従業員が20%を超える事業所に登録していただき、事業所内だけでな

く近隣で事故が起こった場合にも応急手当などの処置をしていただく制度です。

今年6月1日に全ての住宅で設置

が義務となる住宅用火災警報器については、職員が65歳以上の一人暮らし高齢者を訪問し、設置に向けた啓発活動と、自分で設置できない方への支援を行うとともに、住宅用火災警報器普及協力事業所制度を定め、共同購入を促進しています。

この制度は、あらかじめ共同購入の見積り、出張説明、取付け、まとめ買いの取りまとめなどを行える事業所

を登録し、その情報をホームページに掲載するとともに、自治会等にお知らせし、地域で共同購入していただくとするものです。



救急協力事業所（横浜ゴム）



住宅用火災警報器設置啓発訪問

結びに

当消防本部は、本部が平成27年度に新しい市庁舎に移転することに伴って、消防指令センターも移転するため、近隣町との指令台の共同運用や、消防救急無線活動波の共同整備について検討しています。市民生活の安心・安全を確保するため、消防団や自治会等地域の皆様と一体となって全力で消防行政に取り組んでいきます。

はしご隊活動技術確認を実施

狭山市消防本部

狭山市消防本部は平成22年12月15日から3日間、訓練・演習指針に基づき、総合訓練場において「はしご隊活動技術確認」を実施しました。この訓練は三市消防共同処理事業として、近隣市の所沢市消防本部、入間市消防本部と実施していましたが、今年度は埼玉西部広域消防本部も参加し、延べ14隊が「5階建て耐火造建物4階出火、逃げ遅れ者あり」という想定の下、指揮隊及び消防隊と連携し、応援出動時に必要となる相互の連携を図りながら安全・迅速・確実な救出訓練を実施しました。



今年度は4消防本部14隊が参加し、救出訓練を実施

都市型搜索救助訓練を実施

富山市消防局

富山市消防局富山北消防署では1月31日、2月1日の2日間、都市型搜索救助技術の向上を目的としたブリーチング訓練を実施しました。今回の訓練は呉羽消防署の改築に伴い、解体予定の庁舎にて、富山北消防署員24名が参加したもので「座屈した建物内に要救助者がいる」との想定で、建物2階の床面、壁面にダーティブリーチングで作成した開口部から隊員が進入し、要救助者を救出する訓練を実施しました。今後もこのような訓練を重ね都市型搜索救助技術の更なる向上を図っていきます。



慎重かつスピーディーにダーティブリーチングで開口部を作成

消防通信 望楼 ぼうろう

介護職員等を対象とした普通救命講習会を開催

枚方寝屋川消防組合

枚方寝屋川消防組合では1月24日から1月28日までの5日間、枚方市内の高齢者社会福祉施設関係者等を対象とした「普通救命講習会」を開催しました。この講習会は、介護職員等が自信を持って適切な応急手当が実施できるよう応急救護能力の向上を図り、また、施設内外における事故原因の排除・改善を図ることにより危機管理能力の向上を図ることを目的としているもので、今回は、約250名を対象に実技を中心とした心肺蘇生法、AEDの取扱い、応急救置についての救命講習会を実施しました。



5日間で約250名の介護職員等と関係者が救命講習会に参加

「住宅用火災警報器設置推進街頭キャンペーン」を実施

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部

埼玉県南西部消防本部では、住宅用火災警報器の義務化を市民に知ってもらい、全ての住宅に設置されることを目指し、管内全ての駅前（6駅）において、「住宅用火災警報器設置推進街頭キャンペーン」を実施しました。キャンペーン中は、職員が街頭にて、設置を呼びかけるチラシやティッシュを配り、延べ5,000人以上の市民に、住宅用火災警報器の設置を呼びかけることができました。今後も、市民が安心して暮らせる街づくりを実現するために、住宅用火災警報器の設置を呼びかけます。



管内6つの駅で街頭キャンペーンを実施

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

火災調査科(第20期)

消防大学校では、平成22年10月26日から12月17日まで火災調査科(第20期)を実施しました。今年度は、火災原因調査現場における指揮・指導者の育成を行うため、座学・実科ともに、より実践的なカリキュラムとしました。また、今年度から一人ひとり調査書を作成することとしました。

座学では、火災調査を取り巻く現状を認識するとともに、対応能力を高めるため、PL法対策、訴訟対応の現状と課題、今後の対応策について実例を基にした講義、現場における折衝力を高めるための講義を実施しました。

実科では、模擬家屋火災鑑識実習、車両火災鑑識実習、電気火災鑑識実習、化学火災鑑識実習、微小火源鑑識実習、放火・燃焼機器鑑識実習などを実施しました。

模擬家屋火災鑑識実習は、約20㎡の建物を4棟作り、その内装材や家財を実際の建物と同等に設定し、それぞれ違った原因で火災を発生させて、実際の現場と同じように火災調査を進めていくものです。各棟に配置された講師の指導のもと、調査の基本から応用まで広範囲にわたる実習となりました。製造物を出火原因とする建物に

ついては、後日、同等品において再現実験を実施し、火災調査書の作成や火災予防指導などのための科学的出火原因判定の参考にしました。

また、車両火災鑑識実習(実車4台を使用して実施)では、学生が他の学生に出火原因を説明することで、製造物火災における説明責任の重要性について学びました。

演習では、各学生が作成した火災調査書の発表を行い、他の学生が作成した同じ現場の調査書と比較することで、自分の理解度や視点を確認することができました。成果物及び発表の内容とともに、当初の目標を十分達成することができ、学生からも達成感があったとの意見が寄せられました。

さらに、入校期間中4回の校外研修を実施し、各専門分野の技術者から構造、理論などの講義を受講しました。

この研修期間を通して得た専門的な知識、技術、経験、そして人とのつながりは、48名全員にとってかけがえない財産です。今後は、火災調査科卒業生としての誇りと自信を持ち、科学的根拠に基づいた火災調査業務を遂行し、火災予防に寄与することに期待します。



模擬家屋火災鑑識実習



電気火災鑑識実習

緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース(第7回)

緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース(第7回)は、1月17日から1月28日までの日程で実施し、33名が受講しました。本コースは、消防防災航空隊の隊長及び副隊長

を対象に、航空隊の運用・活動統制、安全管理、広域応援、地上部隊との連携等に教育主眼を置き、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的としてい

ます。

カリキュラムの具体的な内容としては、「航空法規」、「航空工学」などの基礎的知識をはじめ、消防庁国民保護・防災部の幹部職員による「応急対策行政の現状と課題」や「消防広域応援の対応」についての講義、自衛隊、海上保安庁、警察による「航空運用」に関する講義のほか、日本航空の安全啓発センターで安全管理体制についての視察研修を実施しました。

また、事前に持ち寄った課題について各班で討議・研究及び発表を行い、全員で議論を交わす課題研究の他、前回から導入した図上訓練（指揮シミュレーション）では、消防応援活動調整本部運営のほか、ヘリベースを設

定した緊急消防援助隊の航空部隊の連携活動や受援に関する部隊運用訓練を実施しました。

今回の研修を受講して、学生からは「講義や図上訓練、課題研究の内容が幅広く、とても有意義だった。」、「他の航空隊の方との意見交換ができ、共通の悩みを持つ方々と知り合うことが出来た。」、「緊急消防援助隊の地上隊との連携活動・調整本部の運用方法が良く理解出来た。」等の意見が多く寄せられました。

今後、消防大学校で習得した幅広い知識や経験を糧として、安全を第一に、航空隊の機動力を生かした活動の充実・強化が期待されます。



ヘリベースを設定しての緊急消防援助隊受援訓練
(図上訓練)



消防庁国民保護・防災部の幹部職員による講義
(消防庁消防防災・危機管理センター)

消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科第23期 10月19日～12月3日 71名	小山 晃 鈴木 和徳 亀井 幸成 坂本 峰男 和田 清信 西岡 則之 大谷 繁憲 大賀 勇司	一関市消防本部 (岩手県) 土浦市消防本部 (茨城県) 春日部市消防本部 (埼玉県) 秩父消防本部 (埼玉県) 下関市消防局 (山口県) 柳井地区広域消防組合消防本部 (山口県) 飯塚地区消防本部 (福岡県) 長崎市消防局 (長崎県)
警防科第88期 10月19日～12月10日 60名	郷右近隆二 新開 行弘 大羽 紀明 浅田 和貴 牧 吉紀 進 義和	塩釜地区消防事務組合消防本部 (宮城県) 埼玉県消防学校 (埼玉県) 愛知県消防学校 (愛知県) 大府市消防本部 (愛知県) 宗像地区消防本部 (福岡県) 大分市消防局 (大分県)

検知型遠隔探査装置“FRIGO-M”の開発と ロボット大賞優秀賞の受賞

1. 検知型遠隔探査装置“FRIGO-M”

消防研究センターでは、平成16年度にロボットの協調作業の研究開発用として、小型移動ロボット“FRIGO”を開発しました。このロボットに対する実用化の要望が寄せられたため、一人で運用可能な検知型遠隔探査装置“FRIGO-M”の開発を行いました。

まず、平成18年度に、現場での使用に耐え得る高い防水・防塵性そして耐衝撃性を備えたプロトタイプを開発し、平成19年度に危険物施設が管内にある消防本部や大都市の消防本部に試験的に配備し、性能の検討を行いました。

この検討を踏まえ、平成20年度に量産型を開発しました。量産型では、危険物施設内での使用を想定し防爆性能や階段やエスカレータを移動できる走行性能を向上させています。

探査装置は、検知器部をユニット化し走行部と独立させ、災害事案に対応した検知器ユニットに交換することを可能としています。検知器の測定データは、表示部をカメラで撮影し、映像で操縦装置に伝送する方式を採用しています。このため消防本部で既に装備している各種検知器に対応可能で、検知器の脱着も容易です。探査装置には中継機能が備わっており、無線が届かない所でも、もう一台の探査装置を追加すると、操縦することができ



検知型遠隔探査装置“FRIGO-M”



操縦装置と操作画面

ます。また、無線通信ばかりでなく有線通信による操縦も可能です。さらに、導入や維持費用を低コスト化し、操縦を簡素化しています。

なお、これらの成果は平成21年度「救助資機材の高度化等検討会」(消防庁)での検討を経て、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に盛り込まれています。

2. ロボット大賞の概要と受賞

平成18年から平成20年までの3年間、「今年のロボット大賞」として経済産業省及び社団法人日本機械工業会の主催で表彰が行われました。これはロボットの実用性に重点が置かれた国内唯一の表彰でしたが、平成22年に第4回「ロボット大賞」とリニューアルし、以降、隔年で表彰することになりました。「ロボット大賞」はサービスロボット部門、産業用ロボット部門、公共・フロンティアロボット部門、部品・ソフトウェア部門の4部門で公募され、優秀賞が選定され、優秀賞の中から大賞が選定されます。今回、“FRIGO-M”は公共・フロンティアロボット部門に応募し、平成22年11月26日(金)第4回「ロボット大賞」において、優秀賞を受賞しました。



第4回ロボット大賞 表彰式



第4回ロボット大賞 受賞者

ロボット大賞の詳細については、
ロボット大賞公式ホームページを参照ください。
URL : <http://www.robotaward.jp/>

消防団活動への理解と協力の呼びかけ

防災課

消防団は消防本部や消防署と同じく、消防組織法に基づいて市町村に設置されている消防機関です。平成22年4月1日現在、全国で2,275団が設置されており、88万3,698人が消防団員として地域の安全を守るために活躍しています。

消防団は、それぞれの地域の住民等によって組織されていますが、消防団員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。消防団員は、それぞれの地域において、平時は生業を持ちながら、いざ火災などの災害が発生した場合には、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神を持って、いち早く現場へ駆けつけ、消火活動や警戒、救護などに活躍しています。

昨年6月から7月にかけての全国的な大雨、10月下旬の奄美地方での集中豪雨、年末からの記録的な大雪等様々な災害において、各地の消防団員が昼夜を問わず献身的な活動を行い、被害の軽減に大きく寄与しました。自分たちの町を災害から守る消防団には、地域住民から高い期待が寄せられています。

このように消防団は、地域の暮らしの安全を守る上において大変重要な役割を果たしていますが、近年の産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員の被雇用者化・高齢化、消防団員数の減少など、様々な課題に直面しています。

消防庁としては、これらの諸課題に対処し、消防団の更なる充実強化を図るため、各種施策を実施しています。勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所が消防団活動に協力することを社会貢献として賞揚する「消防団協力事業所表示制度」や消防団員入団促進ポスター・リーフレット、PR用DVDの作成・配布、学生や事業所の理解促進のためのシンポジウムの開催、雑誌広告や政府提供のラジオ番組等、各種広報媒体を通じたPRなど、様々な施策を推進しています。

消防団の活動は、災害時の消火活動、救助活動のほかにも、平常時の救命講習指導、住宅防火訪問など多岐にわたっています。近年は、女性消防団員が増加傾向にあり、高齢者宅の防火訪問、子どもたちへの防災教育、様々な広報活動への参加など、幅広く活動しています。全ての活動に参加できなくても、一人ひとりにできることがあるはずです。ぜひ、多くの皆様に消防団活動に対する理解を深めていただき、「街を守る。安心をつくる。」消防団活動に参加していただけることを期待しています。

消防団のホームページもご覧ください。

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>



学生シンポジウム「消防団LIVE2011 in 松山」でのAED講習



「消防団員入団促進キャンペーン」期間中、駅前にて応急手当講習をする女性消防団員 (写真提供：神奈川県 相模原市消防局)

林野火災の防止

特殊災害室

林野火災は、例年春先を中心に多く発生しています。これは、春先に降雨量が少なく空気が乾燥し、強風が吹くなかで火入れが行われ、また、土・日曜日や祝日に山菜採りや森林レクリエーションなどを楽しむ入山者が増加することなどが原因と考えられます。平成21年中では、4月に605件と最も多くの林野火災が発生しました（平成21年中の林野火災の出火件数は2,084件、死者は19人、負傷者は124人、焼損面積は1,064ha、損害額は5億2,119万円）。

また、出火原因は、「たき火」や「火入れ」の火気取扱い不注意や、「たばこ」の火の不始末によるものが多く、平成21年中は、この3つで出火原因の51.4%を占めています。

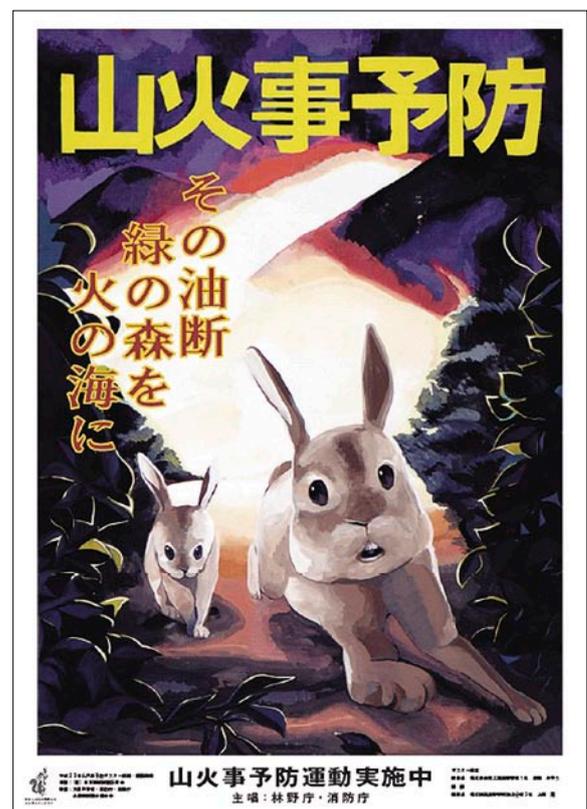
林野火災の消防活動は、消防水利の不足や道路状況が良くないなどの地理的、地形的条件から困難を伴う場合が多く、特に空気の乾燥や強風等の気象条件も加わると、火災が広範囲に広がる危険性があります。加えて、一度焼失した森林は、再生するまでに長い年月と多くの労力や経費を要するとともに、保水能力が低下し、台風や集中豪雨などに伴って土砂崩れなどの自然災害を誘発するおそれもあります。

失火による林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意しましょう。

- ・火気を使用する場合は、気象状況、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- ・強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと

- ・枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ・たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ・火入れを行う際、許可を必ず受けること
- ・たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・火遊びはしないこと

林野火災の多くは、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。人命や貴重な森林資源を火災から守るため、林野での火気の手扱いはくれぐれも気をつけましょう。



全国山火事予防運動（平成23年3月1日～3月7日）

平成23年度消防庁広報テーマ

総務課

火災をはじめ、各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限に食い止めるためには、国民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え行動することが強く望まれます。

消防庁では、国民の安心・安全を維持向上させていくため、地域における総合的な防災力の強化、危機管理体制

の充実、身近な生活における安心・安全の確保等を目的とし、積極的に広報活動を展開することとしています。

詳しくは、消防庁のホームページ (http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2301/pdf/230124_sou52.pdf) をご覧ください。

●年間広報重点テーマ

広報テーマ	要 旨
消防体制の広域化等の総合的な推進	規模の小さな市町村の消防本部においては、様々な災害等に対応していく上で、出動体制、保有車両の種類、専門的な職員の確保等に限界があることが指摘されており、これを克服するため、消防庁では、消防組織法の改正等を行い、市町村消防の広域化を推進している。具体的には市町村の消防の広域化の趣旨や今後の目指すべき方向について、広域化セミナーの開催やパンフレットの作成を通じて市町村長や消防職員はもとより、国民に広く理解していただけるよう広報する。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団は、火災はもとより、地震や風水害等の大規模災害や有事における国民保護の必要性から、地域住民の安心・安全を確保するため欠かせない組織であるとともに、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、団員数の減少、高齢化、被雇用者化等の課題に直面している。消防団の充実強化・活性化を推進していくためには、消防団活動に対する地域住民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。このことから、事業所の協力を通じて地域防災体制の一層の充実強化を図る「消防団協力事業所表示制度」や、特定の役割・活動を行う「機能別団員・分団」等の新たな制度について普及促進を図るとともに、消防団入団促進パンフレット及び消防団メールマガジンや消防団ホームページ等を活用して、消防団の果たす役割の重要性を啓発し、特に青年層・女性層に対して、地域を災害から守るための消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総団員数約100万人以上、うち女性団員約10万人以上の確保を図る。
防火対象物の防火安全対策の徹底	個室ビデオ店などの個室型店舗や小規模社会福祉施設に対し、制度改正等を踏まえて特徴的な火災危険要因と防火安全対策を周知するとともに、その他各種集客施設や雑居ビル等に対し、出火防止等火災予防対策の徹底と法令基準の適合確保、違反是正の取組について啓発を図るため、消防機関及び施設関係者等に広報する。また、防火管理体制の一層の充実を図るため、平成15年10月から施行された「防火対象物定期点検報告制度」の定着化と制度に基づく防火セイフティマーク（防火優良認定証、防火基準点検済証）の表示の意義を施設関係者及び国民に広報する。さらに、大規模・高層の民間事業所における自衛消防力の確保について、平成21年6月の消防法施行等を踏まえ、施設関係者及び国民に広報する。
防災拠点の耐震化の推進	大規模地震時において、的確に災害応急対応を実施するためには、市町村等の庁舎、消防署をはじめ、避難所となる学校施設など、防災拠点となる公共施設等の耐震化を強力に推進する必要がある。しかし、平成21年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率は、70.9%であることから、平成25年度までに耐震率を85%にすることを目指し、防災拠点の耐震化の重要性を国民に対して広報する。
緊急消防援助隊の充実強化	緊急消防援助隊の基本計画に基づき、引き続き、計画的な部隊登録の推進及び装備の充実を図るとともに、一層効果的な活動を行うため、関係資機材の充実を図る。また、指揮・連携活動能力の向上を目的として、全国を6ブロックに区分して毎年実施している地域ブロック合同訓練において、事前に訓練想定を明らかにしないブラインド方式を積極的に取り入れるとともに自衛隊、医療機関等関係機関と連携した活動を行うなど、より実践的な実施を推進する。これらの、緊急消防援助隊に関する消防庁の取組について、国民に対し広報する。
国民保護などの危機管理体制の強化	全国瞬時警報システム（J-ALERT）については、平成22年度にシステムの高度化を行い、全国的整備が完了することから、その活用等について住民や地方公共団体職員などに対し積極的に広報し、危機管理対応の一層の向上を目指す。また、J-ALERTの整備のほか、国民保護計画が全ての都道府県とほとんどの市町村において作成されるなど、国民保護のための地方公共団体の基礎的な体制は整いつつあり、今後は、避難実施要領のパターン作成や、新たな要素を加味した訓練の実施等、万が一の事態が発生した場合に地方公共団体において実効ある対応をとるための取組について、その必要性等を周知する。また、地方公共団体職員はもちろん、住民に対しても、引き続き国民保護の必要性・重要性について普及・啓発を図っていく。
救急需要対策の推進	救急出動件数は、年々増加し、平成21年中は、約512万件に達している。過去10年の救急出動件数の増加率は、約30%であるのに比し、救急隊数の増加率は、約7%にとどまっている。このため、救急隊1隊あたりの出動件数が増加傾向にあり、救急隊の現場到着所要時間は、遅延傾向にある。今後も高齢化や住民意識の変化等により救急出動件数の増加が懸念されており、増加する救急需要への対応が喫緊の課題となっている。このことから、消防庁では、平成21年度においては、消防法の改正を行い、各都道府県が「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を策定することとした。このことを受け、平成22年度中には全都道府県での策定が見込まれている。また、同年より、「救急安心センターモデル

	<p>事業」を実施し、市民が救急自動車を呼ぶべきか否か迷う場合の不安に応える救急相談窓口を消防機関等に設置している。さらに、平成23年度においては、これまでの検討を踏まえ、「社会全体で共有するトリアージ体系の構築」について、家庭、電話救急相談、119番通報、救急搬送など社会全体の各段階で共有するトリアージの体系（緊急度判定支援システム）を新たに構築することの必要性や救急医療の各ステージにおける具体的な活用方法などについて、有識者による検討会で明らかにし、日本版の緊急度判定基準を作成することとしており、これら消防庁の取組について国民に対し広報する。</p>
住宅防火対策の推進 —住宅用火災警報器等設置の推進—	<p>住宅火災における死者数は、平成15年以降連続して1,000人を超える高い値で推移している。このうち、6割が65歳以上の高齢者であることから、高齢化の進展に伴って、今後さらに死者数が増加することが懸念される。このため、平成16年の消防法改正により、全ての住宅を対象として住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）等の設置及び維持が義務付けられ、平成23年6月までには全国展開されることになっているが、平成22年6月時点で58.4%に留まり、その普及は十分には進んでいない状況である。住警器の設置推進は、国民の安心・安全を確保する上で極めて重要な課題であることから、住宅火災による死者の低減を図るため、広く国民に対して、住警器に関する制度及びその有効性等の普及促進に係る広報を実施する。あわせて、住宅火災の被害の軽減を図るため、たばこ、こんろ等の火災の危険性や火災時の対処法、防災品の有効性等を含む住宅火災全般に関する広報を実施する。</p>
小さな頃からの防災教育の推進	<p>子どもたちが自らの身の安全を確保できるようにすることはもとより、将来の地域防災を担う人材の育成のためには、児童・生徒に発達段階に応じて体系的に防災教育を推進していくことにより、防火防災や消防について学ぶ機会を拡充し、体系的に学習できる体制を確保していくことが重要である。消防庁では、地方公共団体において、消防職員・消防団員をはじめ防災担当職員や有識者等が講師となり、児童・生徒や地域住民に対して防災に関する知識や初期消火、応急手当等の実技を広く伝える「地域防災スクール」の取組や、少年期から消防防災活動への知識と理解を育む少年消防クラブ活動を推進しており、こうした小さな頃からの防災教育の取組の重要性を周知する。</p>
災害時要援護者対策の促進	<p>大規模災害、特に豪雨や台風による風水害では、高齢者等の災害時要援護者の被害が大きく、それらの者に配慮した警報伝達や避難誘導體制の確立が重要である。消防庁では、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有や災害時要援護者の避難支援計画の具体化等を内容とする「災害時要援護者避難支援プラン」作成を促進するとともに、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。</p>
地震、風水害、火山災害、雪害に関する防災知識の普及啓発	<p>地震、風水害、火山災害、雪害による被害を最小限に抑えるため、災害に対しての日頃からの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発する。特に、風水害においては、近年多発する集中豪雨や台風による洪水、土砂災害、高潮等に伴う予報・警報や避難勧告、地震においては、津波警報・注意報、警戒宣言等が発令された場合における対処方法など、早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。</p>
住民等による自発的防災活動の推進	<p>地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が連帯意識を持って防災活動に取り組み、災害時には地域ぐるみで対処することが必要である。このため、住民自らによる効果的かつ実践的な防災訓練の実施と積極的な訓練への参加、住民の手によるコミュニティにおける自主防災活動への参加を呼びかける。また、事業所等に対し、自らの防災体制の強化を推進すると同時に、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に積極的に貢献するよう呼びかける。これらに加えて、家庭内や地域で学習できるインターネットを通じたe-カレッジの活用による防災教育訓練の普及を図る。</p>
放火火災予防対策の推進	<p>放火による火災は、平成9年以降連続して出火原因の第1位となっている。放火の危険から地域社会を守るためには、消防機関をはじめ、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出すことが重要である。このため、「放火火災防止戦略プラン」に基づき、「放火されない環境づくり」の取組を一層推進していく。あわせて、秋季及び春季全国火災予防運動等を通じて放火火災に対する注意を喚起し、放火火災の実態や予防対策を国民に広報する。</p>
産業施設の防災対策の推進	<p>平成21年中の危険物施設における火災及び流出事故発生件数は522件で、前年に比べて38件の減と2年連続で減少したが、その事故発生件数は未だ高い水準にある。原因としては、施設・設備の老朽化や、不適切な管理等が挙げられることから、危険物施設の適切な管理、危険物の安全な取扱いなどについて、国民及び事業者に広報する。</p>
救急救命士の処置範囲の拡大	<p>心肺機能停止傷病者の救命率を一層向上させるため、救急救命士の処置範囲の拡大が行われている。除細動については、平成15年4月から医師の具体的な指示なしでの実施が可能となり、気管挿管については、平成16年7月から、また、薬剤投与についても、平成18年4月から実施されている。平成21年3月からは、あらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤を交付されている傷病者に対し、自己注射が可能なアドレナリン製剤の投与を行うことが可能となっている。さらに、現在、厚生労働省において、①既往歴のある喘息発作に対する気管支拡張薬（β刺激薬）スプレーの使用、②意識障害を認める傷病者に対する血糖測定と低血糖の補正、③病院前救護における心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の投与についての検討が行われている。このような救急救命士の処置範囲の拡大による救急業務の高度化について周知啓発を行い、国民の救急業務に対する理解と協力を得る。</p>
住民に対する応急手当の普及啓発	<p>救急隊の要請から現場に到着するまでの時間は、平成21年中の平均で7.9分である。その間、傷病者に対して現場に居合わせた一般住民による応急手当が確実に実施され、「救命の連鎖」が繋がれば、救命効果の向上が図られる。平成21年中における応急手当講習受講者が約158万人を突破したが、消防庁としては、心肺蘇生のガイドライン2010に基づく、新たな応急手当の実施要領に沿って、一層の普及啓発を図るとともに、今後も、住民自らが自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当を行うことの重要性を積極的に広報し、消防機関等が行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。</p>

消防研究センター等の一般公開のお知らせ

消防大学校・消防研究センター

消防大学校・消防研究センター、日本消防検定協会及び財団法人消防科学総合センターでは、平成23年度の科学技術週間（4月18日（月）から24日（日））にあたり、一般公開を行います。当日は試験研究施設を公開するとともに、消防用機械器具・消防防災の科学技術に関する研究の展示、実演等を以下のとおり行いますので、皆様お誘い合わせの上、ご来場くださいますようお願いいたします。

1. 日時 平成23年4月22日（金）
午前10時から午後4時まで
入場無料

2. 場所 消防大学校・消防研究センター
（調布市深大寺東町4-35-3）
日本消防検定協会
（調布市深大寺東町4-35-16）

※（同一敷地内にあります。）

3. 公開内容（予定）

【消防大学校・消防研究センター】

地震等応急対応支援システム及び火災シミュレーション技術の紹介、バイオガソリンの燃焼実験、可燃性液体火災の消火実験、消防防災ロボットの実演、原因調査室の調査業務の展示等による研究・業務内容の紹介及び消防車両の展示等

【日本消防検定協会】

住宅用火災警報器の展示・火災検知実演、消火器の操作体験、エアゾール式簡易消火具による消火実演及び消火体験等

【消防科学総合センター】

消防防災GIS（地理情報システム）、消防防災博物館、石油コンビナート防災アセスメント、消防力適正配置調査、災害写真データベース等業務内容の紹介

4. 交通機関

- (1) JR中央線吉祥寺駅南口より「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行きバス（6番乗り場）で「消防大学前」下車
- (2) JR中央線三鷹駅南口より「野ヶ谷」行きバス（8番乗り場）で「消防大学前」下車
- (3) 京王線仙川駅より「吉祥寺駅」「三鷹駅」行きバスで「アジア・アフリカ語学院前（団地西口）」下車、徒歩5分
- (4) 京王線調布駅北口より「杏林大学病院前」行きバス（14番乗り場）で「東町3丁目」下車、徒歩5分

〈問い合わせ先〉

- 消防研究センター 研究企画室
電話：0422（44）8331（代表）
ホームページ <http://www.fri.go.jp/>
- 日本消防検定協会 総務部庶務課
電話：0422（44）7471（代表）
ホームページ <http://www.jfeii.or.jp/>
- 消防科学総合センター総務課
電話：0422（49）1113（代表）
ホームページ <http://www.isad.or.jp/>



可燃性液体火災の消火実験



エアゾール簡易消火具による消火実演

1月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防災第11号 国河地第3号	平成23年 1月17日	各都道府県消防防災主管部長 各都道府県砂防主管部長	消防庁防災課長 国土交通省河川局砂防部砂防計画課長	土砂災害に対する防災訓練の実施について
消防予第9号	平成23年 1月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	未届の有料老人ホームに対するフォローアップ調査結果について
消防総第52号	平成23年 1月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁総務課長	平成23年度消防庁広報テーマについて
消防予第19号	平成23年 1月25日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成23年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第21号	平成23年 1月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成23年春季全国火災予防運動の実施について

消防庁人事

平成23年 2月 1日付

氏 名	新	旧
藤 野 拓 哉	総務課	総務省自治大学校庶務課

広報テーマ

3 月		4 月	
①地域に密着した消防団活動の推進	防災課	①消防団活動への理解と協力の呼びかけ	防災課
②e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	防災課	②林野火災の防止	特殊災害室
③少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	防災課		